

広島市訴訟費用一括貸付契約書

年 月 日広島市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(金銭の貸借)

第1条 甲は、乙に対し訴訟費用として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、乙は、これを借り受ける。

(利子及び返還方法)

第2条 訴訟費用の貸付金(以下「貸付金」という。)は、無利子とする。

2 乙は、甲に対し、貸付金については、訴訟が終了した日から起算して6か月を経過した日までに、全額を一括して返還しなければならない。ただし、強制執行に係る貸付金にあっては、強制執行が終了した日から起算して1か月を経過する日までに、一括して返還しなければならない。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に災害その他返還期限内に貸付金を返還することができないやむを得ない理由があると認める場合は、貸付金の返還期限を延長させることができる。

(使用目的)

第3条 乙は、貸付金を訴訟に要する経費に使用しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、乙と連帯してこの契約による乙の甲に対する債務について履行の責に任ずる。

(即時返還)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、甲の請求に応じて、直ちに、貸付金の全額を返還しなければならない。

正当な理由なく、この契約を締結した日から起算して、3か月以内に訴訟を提起せず、又は申立てを行わないとき。

貸付金を目的外に使用したとき、又は正当な理由なく貸付金を使用しないとき。

偽りその他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。

訴訟又は申立てを取り下げたとき。

確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができないとき。

前各号に掲げるときのほか、広島市消費生活条例若しくは広島市消費生活条例施行規則の規定に違反したとき。

(延滞利子)

第6条 乙は、正当な理由なく、返還期限(第2条第3項の規定により返還期限を延長した場合は、延長後の返還期限。以下この条において同じ。)までに貸付金を返還しないとき、又は甲から前条の規定による返還の請求を受けた金額を返還期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した元利金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利子(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利子の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

(届出事項)

第7条 乙は、貸付金の返還完了に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

訴訟を提起し、又は民事保全の命令若しくは執行の申立て若しくは強制執行の申立てを行ったとき。

訴訟が終了したとき。

訴訟に係る強制執行が終了したとき。

訴訟について請求の趣旨を変更しようとするとき。

借受者又は連帯保証人の氏名又は住所の変更があったとき。

訴訟の相手方の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更があったとき。

（訴訟の経過の報告等）

第 8 条 乙は、甲から貸付金に係る訴訟の進ちょく状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し、資料の提出、報告又は説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約の費用）

第 9 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第 1 0 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、広島市消費生活条例及び広島市消費生活条例施行規則によるものとする。

この契約が成立したことを証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙及び連帯保証人記名押印のうえ、甲乙が各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

貸主甲

広島市中区国泰寺一丁目 6 番 3 4 号

広島市

代表者 市長



借主乙

住 所

氏 名

連帯保証人

住 所

氏 名